

令和6年度予算編成方針

令和5年9月 水戸市

第1 国の令和6年度予算編成の動向

我が国の経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方で、世界的な物価高騰や金融引締めに伴う影響等に十分注意する必要があるとされている。

このような状況の中、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、構造的賃上げの実現や「こども未来戦略方針」に沿った少子化対策の大幅な拡充に取り組むとともに、官民連携のもと、DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）などの重点分野に対する投資の拡大等を図りながら、持続的な経済成長に不可欠な経済社会改革と産業構造の転換を促進している。

そのため、令和6年度予算編成においては、物価高騰等の課題に機動的に対応しつつ、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、これらの重点分野に予算の中身を大胆に重点化している。

第2 地方財政の動向、本市財政の現状と財政運営の方針

1 地方財政の動向

地方公共団体は、少子高齢化の急速な進行等に伴い、社会保障費の増加が続く中、少子化対策の拡充やDX・GXの推進、地方への人の流れの促進、防災・減災対策の強化など、安全・安心なくらしの実現、活力ある多様な地域社会の実現に向けて、様々な施策に取り組むことが求められている。

そのため、国においては、これらの重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方の一般財源総額について、本年度の地方財政計画と実質的に同水準を確保している。

2 本市財政の現状と財政運営の方針

令和4年度の決算状況をもとに、本市財政の現状を分析すると、まず、歳入面においては、財政運営の根幹である市税収入が、個人市民税の増加や新型コロナウイルス感染症対策として実施した固定資産税の軽減措置の終了等に伴い、前年度から8億7千万円増の421億円となった。

歳出面においては、児童福祉費や障害福祉費などの扶助費に、介護保険会計や後期高齢者医療会計に対する繰出金を加えた社会保障費が増加を続けている。また、普通建設事業費については、市民会館の整備をはじめ、南消防署の移転改築や笠原・吉沢小学校の校舎増築など、これまで推進してきた大規模な投資的事業を完成させるため、昨年度から大幅に増加した。

市債残高については、これらの事業推進に加え、国の地方交付税の原資不足を補てんする臨時財政対策債の残高が累増したことから、過去最大の2,445億円となった。この臨時財政対策債等を除いた建設事業債の残高は1,946億円と、過去のピークである2,084億円を依然として下回っているものの、今後は、4大プロジェクトに係る市債償還の大幅な増加が見込まれるため、残高を確実に減少させながら、将来にわたる公債費負担の軽減に取り組むことが不可欠である。

財政調整基金については、4大プロジェクトの実施に当たり、事業費の削減と国県補助等の財源確保に最大限取り組み、市の実質的な財政負担の大幅な軽減を図るとともに、行財政改革を推進し、実質収支の着実な確保に努めた結果、58億円まで回復した。今後は、中核市移行に伴い拡大した財政規模を考慮するとともに、昨今のコロナ禍や大規模災害などに、より機動的かつ柔軟に対応していくため、約50億円程度の残高を継続的に保有していく方針である。しかしながら、令和5年度においては、電気料金等の高騰による行政経費の大幅な増加など、想定外の財政負担に対応するため、多額の取り崩しを行う予定であり、当面、50億円を確保することは困難な見通しであることから、引き続き残高の確保にしっかりと取り組む必要がある。

この厳しい財政状況の中、こども・子育て政策の強化をはじめ、DX・GXの推進など、新たな財政需要に的確に対応していくため、全庁一丸となって、これまで以上に徹底した行財政改革に取り組み、財務体質の改善を着実に進めることとする。

第3 令和6年度予算編成の基本方針

国の予算編成及び地方財政の動向、本市財政の現状と財政運営の方針を踏まえた上で、予算編成の基本方針を次のとおり定める。

1 第7次総合計画の着実な推進

令和6年度は、現在、策定を進めている「水戸市第7次総合計画」の初年度であり、将来都市像「こども育む 暮らし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」の実現を目指し、前期基本計画に掲げる目標人口や目標交流人口、各目標水準等を確実に達成するため、「施策の大綱」に基づく「主要施策の概要」に位置付けた施策を着実に推進する。

特に、急速に進行する人口減少や深刻さを増す気候変動など、時代の大きな課題に

直面する中、将来にわたって持続的にまちを発展させていくため、こども・子育て政策や教育をはじめ、防災・減災対策、産業経済、DX・GXなどの重要分野については、限られた財源を重点的に配分し、施策の更なる充実・深化に取り組む。

とりわけ、本市の最重要政策である、こども・子育て政策については、激化する都市間競争に勝ち抜き、若い世代に選ばれるまちとなるため、本年度から開始した中学校給食費の無償化に加え、小学校給食費の段階的無償化に着手するなど、子育てに係る経済的負担の軽減と、相談・支援の充実に資する事業を積極的に予算に位置付け、施策の抜本的な強化を図ることとする。

〔施策の大綱〕

1 まち全体で「こどもたちを育むみと」

- (1) こどもを生き育てやすい社会の実現
- (2) 未来をリードするこどもたちの育成

2 多くの人が集い、産業が集積する「活力あるみと」

- (1) 地域経済をけん引する活力づくり
- (2) 水戸らしさを生かしたにぎわいづくりの創出
- (3) 都市の活力とにぎわいを支える基盤の強化

3 命と健康、暮らしを守る「安全・安心なみと」

- (1) 健やかに暮らせる環境づくり
- (2) 支えあい、助けあう社会の実現
- (3) 災害に強いまちの構築
- (4) 暮らしを支える基盤の強化

4 市民と行政で「共に創るみと」

- (1) 市民が活躍するみとづくり
- (2) 未来につなげるみとづくり

2 水戸の未来を支える持続可能な財政基盤の確立

第7次総合計画に位置付ける各施策を着実に推進していくため、これらの財政需要に的確に対応できる、将来にわたり安定的かつ持続可能な財政基盤の確立を目指す。

そのため、現在策定を進めている「水戸市行政経営改革プラン」の策定基本方針と、予算編成方針と併せて公表する「みと未来財政プラン」を踏まえ、全庁一丸となって、これまで以上に徹底した行財政改革を断行し、財務体質の改善を着実に進め、財政規律をしっかりと堅持するとともに、選択と集中の考え方のもと、重点分野に財源配分を大きくシフトさせる歳出構造改革を強力に推進する。

第4 予算編成要領

1 予算編成に関する基本的な留意事項

(1) 行財政改革の断行

財務体質の改善を図り、財政の健全化を一層推進するため、歳入歳出両面において、徹底した行財政改革に取り組むこと。

歳入面においては、市税等の収納対策の強化を継続的に推進するとともに、未利用財産の売却及び貸付のほか、水戸黄門ふるさと寄附金や企業版ふるさと寄附金、ネーミングライツなど、多様な財源の確保に積極的に取り組むこと。

また、施設維持管理費をはじめとする各種行政経費が増加する中、受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の新設及び改定について、着実に検討を進めること。

歳出面においては、既存事務事業のあり方をゼロベースで検討し、時代のニーズに合致していないものや費用対効果の低いもの、国基準を超過して市の負担が生じているものなどについては、休廃止を含め、思い切った見直しを実施すること。

また、行政手続や窓口サービスの利便性の向上と、業務の効率化を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金等の財源を確保したうえで、行政のデジタル化を一層推進すること。

さらには、職員定数の適正管理と市民サービス向上の観点から、「職員は職員でなければできない業務に特化する」の発想のもと、公共施設の運営や各種事務事業について、民間活力の積極的な活用を図ること。

(2) 個別計画の着実な推進

第7次総合計画の策定に合わせて、各個別計画の改定が進められていることから、改定後の計画に定める目標等の達成に向けて、着実に施策の進捗を図るため、国県補助などの財源を確保のうえ、適切な要求を行うこと。

(3) 議会及び監査委員の意見や指摘事項など

議会及び監査委員の意見や指摘事項などについては、その趣旨を踏まえ、速やかに改善を図ること。また、附属機関からの答申や請願・陳情があった施策、市民要望が多い事業などについても、必要性、緊急性を十分に検討し、適切な要求を行うこと。

(4) 国県制度の把握

国の各省庁の予算要求内容や補正予算の動向に加え、県の予算編成状況を確実に把握し、予算要求に的確に反映させること。また、予算要求後の制度変更等についても、速やかに財政課へ情報提供を行うこと。

(5) 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、独立採算の原則に基づき、支出の効率化と収入確保に努め、一般会計繰入金の縮減を図りながら、経営の健全化に取り組む

こと。特に、使用料等については、中長期的な見通しに基づき、適時適切な改定を検討すること。

(6) 外郭団体

外郭団体については、所管課の主体的な指導監督のもと、サービスの向上に努めるとともに、経費の徹底した抑制、独自財源の確保を最大限に図り、民間と競合可能な自立した経営を目指すこと。

また、事業目的基金等を設置している団体は、本年度末残高見込額の10%以上を優先して事業に充当し、市補助金や委託料の削減を図ること。

さらに、団体の経営状況を確認し、留保財源の多い団体については、市補助金の積算方法の見直しを検討すること。

(7) 重要事務事業の予算要求

市政運営上、重要度の高い投資的事業や政策的事務事業については、第7次総合計画における前期基本計画に基づき要求すること。

また、事業の実施手法や規模などの具体的な内容について政策判断が必要なものは、必ず事前に庁内合意を図った上で要求すること。

(8) 原油価格、物価等の高騰を踏まえた各種委託料の見直し

原油価格、物価等の高騰による受託業者の負担増を踏まえ、各種委託料について予算額の見直しを検討すること。

要求に当たっては、受託業者に見積もりを徴取するとともに、市場や近隣自治体の動向、過去の見直し状況等を勘案し、要求額の精査を行うこと。

また、経費削減に向けて、業務内容や手法の見直しを検討するとともに、使用料や手数料を徴収しているサービスについて、委託料の増加を要求する場合は、受益者負担の適正化を図る観点から、使用料・手数料の改定を必ず検討し、その具体的な方針を示すこと。

2 予算編成の手法と要求基準

(1) 予算編成の手法

ア 枠配分方式について

枠配分方式は、事業に対する深い理解と市民ニーズを的確に把握している担当部課の主体的判断と責任において、既存の事務事業の徹底的な見直しや取捨選択を行うことにより、真に市民が求める施策に財源を配分する手法である。

枠配分対象経費については、原則として査定を行わない方針であるため、各部においては、配分された一般財源等の範囲内で、課の枠にとらわれない柔軟な配分に努めながら、最適な要求を行うこと。

イ 個別査定について

投資的事業費や政策的事務事業費のほか、年度間の予算の変動が大きい経費、

義務的経費などは個別に所要額を査定する。事業規模や実現可能性、過去の実績、他市の状況等を十分検討し、積算根拠や参考資料を添えて要求すること。

ウ 特別予算枠について

(7) 魁のまち重点特別枠

名称をこれまでの「魁のまち創生特別枠」から「魁のまち重点特別枠」に変更し、新たに第7次総合計画の前期基本計画に定める2つの「重点プロジェクト」(みとっこ未来プロジェクト, 若い世代の移住・定住加速プロジェクト)に位置付けられたソフト事業を対象とする。

市民ニーズや事業効果が高いと見込まれるものは、特に優先的に予算措置を行うので、子育て世帯や学生など若い世代のアイデアを積極的に採用し、新しい価値観や柔軟な発想のもと、要求を行うこと。

(イ) 行財政改革奨励特別枠

行財政改革を一層推進する観点から、名称をこれまでの「予算節減奨励特別枠」から「行財政改革奨励特別枠」に変更する。

各部課が自らの創意工夫により経費の節減及び収入確保を図る場合、この取組により生み出した一般財源の2分の1に相当する額を特別枠として配分する。

対象は、令和4年度決算や令和5年度執行で既に取り組んだものに加え、令和6年度から新たに実施する取組も対象とする。また、行財政改革の効果が単年度に限らず、後年度にわたり継続する取組については、特別枠として配分した相当額を令和7年度以降の枠配分対象経費に加算する。

なお、事業規模が小さいものや節減効果が少ないものについても対象とするので、積極的な協議を行うこと。

(2) 要求基準

経費区分	経費の内容	要求基準等
枠配分対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例的な経費（一般事務費、施設等維持管理費） ・ 投資的事業費のうち定例的に実施しているもの ・ 政策的事務事業費のうち定例的に実施しているもの ・ 枠配分対象経費内で生み出した新規事業経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度当初予算額を基準に算定した一般財源等を部ごとに配分するので、この範囲内で要求すること。 ・ 事業の必要性や費用対効果に十分留意すること。
個別査定経費		
投資的事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資的事業費（枠配分対象経費として指定されたものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7次総合計画における前期基本計画に基づき要求すること。 ・ 事業規模等の内容や手段、積算根拠を精査し、必要最小限の事業費で要求すること。 ・ 投資的事業計画書を提出すること。

政策的事務事業費	<ul style="list-style-type: none"> 政策的判断により実施する経費（枠配分対象経費として指定されたものを除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 第7次総合計画における前期基本計画に基づき要求すること。 事業規模等の内容や手段，積算根拠を精査し，必要最小限の事業費で要求すること。 政策的事務事業調書を提出すること。
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> 性質上，枠配分対象経費になじまないものとして別に定める経費 所要額の変動が大きい施設管理費等 	<ul style="list-style-type: none"> 内容について精査し，必要最小限の経費で要求すること。 枠配分対象経費のうち，大幅な変動（±10%を目安とする。）が見込まれるものについては，事前に財政課に枠外組替協議を行い，個別査定経費として要求すること。
義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> 人件費，扶助費，公債費 	<ul style="list-style-type: none"> 適切に所要額を算出して要求すること。
特別予算枠経費		
魁のまち重点特別枠	<ul style="list-style-type: none"> 第7次総合計画の前期基本計画に定める2つの「重点プロジェクト」に位置付けられたソフト事業 	<ul style="list-style-type: none"> 魁のまち重点特別枠調書を提出すること。
行財政改革奨励特別枠	<ul style="list-style-type: none"> 自らの創意工夫により経費節減や収入確保を図り，生み出した一般財源の1/2に相当する額 	<ul style="list-style-type: none"> 後年度に事業費の大幅な増加が見込まれる事業は対象外とする。 行財政改革奨励特別枠協議書を指定の期日までに提出すること。

3 歳入に関する留意事項

歳入確保は予算編成の重要課題であるため，決算の状況や制度改正等を踏まえた的確な要求を行うこと。また，収納対策の強化や多様な収入の確保に積極的に取り組み，収入増加を図るとともに，過大な見積りとならないよう注意すること。

市税，負担金，使用料等については，収納対策本部における収納率向上計画等を踏まえ，適切な要求を行うこと。

なお，予算計上した財源の確保が見込めない場合には，財政規律を保持する観点から，対象事業の執行停止などの措置を講じることになるので，厳に留意されたい。

(1) 市税

市税収入は，財政運営の根幹をなすものであり，その見積りに当たっては，今後の経済情勢や市民所得の推移，税制改正等を慎重に見極めるとともに，収納率向上について明確な目標を設定し，的確な額を見積ること。

(2) 地方譲与税，地方消費税交付金等

地方財政計画や制度改正の動向等を十分に勘案し，的確な額を見積ること。

(3) 分担金及び負担金

対象者の把握及び厳正な徴収に努め、適正な見積りを行うこと。また、国・県の基準や他団体の動向等を十分確認しておくこと。

(4) 使用料・手数料

施設維持管理費をはじめとする各種行政経費が増加する中、受益者負担の適正化、住民負担の公平性の確保を図るため、他団体の状況や類似施設との均衡を考慮したうえで、料率や単価の再検討を行い、適正に見積ること。

(5) 国県支出金

国・県の予算編成や制度改正の動向等を踏まえ、対象事業、補助率、補助単価等を正確に把握し、的確な額を見積ること。

(6) 財産収入

市有財産の有効活用を図る観点から、未利用財産の売却や貸付による収入を適正に見積り、積極的に予算計上すること。

(7) 市債

「みと未来財政プラン」において、一般会計における建設事業債の新規発行額を年平均60億円に抑制する目標を掲げており、過大な市債発行による公債費の増加は、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすため、安易に市債に依存する事業計画としないこと。

また、新規の市債発行に当たっては、事業の適債性及び充当率について、事前に財政課と協議すること。

(8) その他の収入

水戸黄門ふるさと寄附金や企業版ふるさと寄附金に加え、昨年度から動物愛護寄附金の募集を開始するなど、市内において、寄附の獲得に向けた積極的な取組が進められている。貴重な財源という認識のもと、ネーミングライツや広告料収入なども含め、今後も創意工夫による多様な収入の確保に一層取り組むこと。

4 歳出に関する留意事項

歳出予算の見積りに当たっては、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫し、徹底した経費の節減に努めること。

なお、国・県の補助事業など、特定財源が見込まれるものであっても、事業の内容、緊急性、効果等について、十分精査のうえ実施の適否を判断すること。

(1) 人件費

職員給与費については、別途通知する方法で要求すること。

組織機構の合理化や民間委託を積極的に推進するとともに、新規事務事業の実施等により業務量の増加が見込まれる場合であっても、既存事務事業の整理・統合により業務量の調整に努め、人員増の抑制を図ること。

(2) 物件費

旅費、需用費等の一般行政経費については、行財政改革の観点から徹底した節減に取り組むこと。

委託料については、原油価格や物価等の高騰の影響を踏まえ、「第4 予算編成要領（8）原油価格や物価等の高騰を踏まえた各種委託料の見直し」に示した方針に基づき、適切に要求すること。また、安易にこれまでの仕様を踏襲することなく、業務の内容及び方法を再検討し、必要最小限の要求とすること。特に、調査・設計委託は、職員の能力育成を図る観点から、可能なものは内部対応とすること。

備品購入費については、法定耐用年数を機械的に適用するのではなく、購入の必要性を検討のうえ要求すること。

(3) 維持補修費

各施設を良好に維持し、利用者の安全確保を図るため、施設の現況を十分点検し、修繕方法と優先順位を決定のうえ要求すること。

特に、大規模な修繕が必要な場合は、必ず中長期的な修繕計画を策定し、要求前に財政課と協議すること。

(4) 扶助費

国・県の制度改正の動向を的確に把握するとともに、決算状況を踏まえ適正に見積ること。市単独で実施している事業や、補助事業であっても市の超過負担が生じている事業については、市民ニーズや費用対効果のほか、近隣市町村や類似団体の状況を勘案し、その必要性・妥当性を十分検討したうえで要求すること。

(5) 補助費等

ア 負担金

法令等に基づかない任意の各種団体に対する負担金（団体加入負担金、研修・講習会の参加負担金など）については、費用対効果や他市の加入状況などを勘案し、必要性を十分検討のうえ要求すること。

イ 補助金

全ての補助金を対象に、ゼロベースによる効果検証を行い、費用対効果が低いものや申請が少ないものなどについては、補助の休廃止を含め、制度の見直しを図ること。

特に、イベント等の事業補助や団体運営に対する補助については、寄附金や協賛金等の収入増加を促進し、補助額の削減に取り組むとともに、市の負担割合が高いもの、多額の前年度剰余繰越金が生じているものについては、補助金の減額や補助率の見直しを行うなど、適正な措置を講ずること。

また、新規補助金については、施策の優先順位を精査し、厳しい取捨選択を行う方針であるため、手法の妥当性や事業効果、公益性を慎重に精査し、適正な補助率や補助期間を定めたいと要求すること。

なお、現在、補助金の支出の適正化を図るため、水戸市補助金等検討専門委員による検討が進められており、検討結果をまとめた報告書が12月末を目途に提出される予定であることから、予算査定においては、その指摘事項を踏まえた調整を行うこととする。

(6) 投資的事業費

将来にわたる公債費負担の軽減に向けて、市債残高を確実に減少させるため、重要度や緊急性の高いものを除き、可能な限り抑制を図ること。

実施が必要なものであっても、緊急性や費用対効果、完成後の施設運営費など後年度の財政負担を十分考慮し、実施時期や事業規模について再検討を行うとともに、国・県の施策、財源措置等の動向に留意し、より有利な補助制度を活用するなど、最大限の財源確保に取り組むこと。

また、公共施設の長寿命化やバリアフリー化を行う工事のうち、市単独事業については、財源的に有利な公共施設等適正管理推進事業債が活用できることから、この発行要件となる「個別施設計画」を必ず策定した上で、要求すること。

(7) 継続費及び債務負担行為

投資的事業を複数年度にわたって実施する場合や次年度以降に財政負担が伴う契約を行う場合は、継続費又は債務負担行為を適切に設定すること。

(8) 予算の載せかえ

政策目的の早期実現の観点から、繰越事業の縮減を図るため、令和5年度予算に措置した工事等の早期発注に努めること。年度内に竣工見込のない単独事業については、原則として11月以降の執行を行わないこととし、令和6年度予算に載せかえて要求すること。

5 予算編成の日程

年 月 日	事 項
令和5年9月29日(金)	第1回予算編成連絡会議(予算編成方針決定)
令和5年10月2日(月)	予算編成方針・様式集配布
令和5年10月31日(火)	枠外組替協議・行財政改革奨励特別枠協議期限
令和5年11月15日(水)	予算要求書提出期限
令和5年11月中旬～12月中旬	財政課予算要求内容ヒアリング
令和5年11月下旬	第2回予算編成連絡会議(各部予算要求概要説明)
令和5年12月上旬～6年1月中旬	財政課予算調整
令和6年1月下旬	予算二役調整会議
令和6年1月末	第3回予算編成連絡会議(予算内示)
令和6年1月末	予算案各課内示